

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号 平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 587 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2017（平成29）年4月13日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

準備書面（299）

～南相馬市原町区の地域コミュニティの原発事故前の状況～

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝 代

同 弁護士 広田 次男 代

同 弁護士 鈴木 勇博 代

同 弁護士 清水 洋 代

同 弁護士 米倉 勉 代

同 弁護士 笹山 尚人 外

第1 はじめに

本準備書面は、本件事故前における南相馬市原町区の地域コミュニティの状況について、自治会（行政区）ごとに明らかにするものである。

その上で、この地域コミュニティがどのように喪失あるいは変容したのかについても主張することになるが、それは別途の準備書面で主張することとする。

第2 大甕上地区の地域コミュニティの状況について

1 大甕上地区の概要

大甕上地区は、原町区大甕のうち旧大甕村にあった11集落（大甕上、大甕下、江井、下江井、北萱浜、南萱浜、北原、小浜、零、堤谷、小沢）の一つで、大甕上行政区という名の自治会が管轄する地域である。

大甕上地区には、本件事故前には45戸の家があり、別件である、福島地方裁判所いわき支部、平成27年（ワ）第180号事件（以下、「南相馬訴訟」という）の原告佐藤廣一家（原告番号22）、同末永昇一家（同23）、同星仁一家（同24）、同小澤憲夫一家（同34）及び同門馬経房一家（同40）が所属していた。

上記原告らを含む23戸が専業あるいは兼業農家（農地を賃貸している者も含む）であり、非農家の家もほとんどが家庭菜園を持って野菜作りに勤しんでいた。

なお、大甕上地区は、隣接する大甕下地区とは様々な行事を共同することが多く、また、旧大甕村の11集落の一つとして旧大甕村単位の各行事にも参加していた。

前述のとおり、住民は、こうした地域コミュニティにある各組織の活動によって、様々な便益を受けるだけでなく、こうした組織に所属し、自らもこうした機能を果たすことに貢献することで、互いにその利益を与え合い、享受し合

ってきたという意識によって生き甲斐を感じるとともに、こうした意識が地域住民の精神的な絆を形作っていたのである。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

大甕上地区には、大甕上地区を管轄する大甕上行政区の外に、大甕上老社会、大甕上婦人会、大甕上若妻会、親子会等の組織があった。また、青年団、消防活動を担う消防団分団や農業用水路を管理する水利組合、JA そうまからの知らせを通知する農事組合、転作のとりまとめをする転作組合等もあり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた。

これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕下地区にある大甕生涯学習センターや大甕上地区にある大甕公会堂（大甕上地区と大甕下地区が共有）を使って行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 大甕上行政区

大甕上行政区は、大甕上地区の全戸が所属する自治会であり、道路沿いに花を植えたり、ごみ拾い、河川の草刈り・清掃を行ったりして、地区の環境整備に務める活動、花見会等を催して住民の親睦を図る活動、回覧板を回しての市、からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行った。

なお、大甕上行政区と大甕下行政区の連合組織である大甕大字会があり、大甕大字会で上記の活動をすることもあった。

また、大甕上行政区の下部組織として、十数戸の家で組織する「班」が、大甕上地区には4班あり、1班と2班、3班と4班が、それぞれ共同で班内での葬式の手伝い（典礼での葬式の場合の受付、帳場担当）等を行っていた。

イ 大甕上老社会

大甕上地区に住む満60才以上の者で組織する老社会であり、大甕上行政区の行う活動のうち、花植えや大甕公会堂その管理、花木の剪定、道路のごみ拾いや草刈り等を担当する外、慰安旅行等も行っていた。

ウ 大甕上婦人会

大甕上婦人会は、大甕上地区に住む女性で若妻会を卒業後入会する（任意的）組織する会で、後述する盆踊りや文化祭の開催、慰安旅行の企画・実施を担当する外、旧大甕村の11集落の婦人会が合同で講演会を開催するなどしていた。

大甕上若妻会は、大甕上地区に嫁いで来た女性で組織する会で、子育て相談会等を催すなどして、後述する親子会とともに、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担っていた。

エ 青年団

大甕上、下地区に住む20代、30代の男性で組織する会で、後述する盆踊りの準備や神楽舞を担当して、地域文化の伝承を担う他、旧大甕村の青年団でソフトボール大会を行ったり、しばしば懇親会を開催して、地域の若者同士の結束を強めていた。

オ 消防団

旧大甕村の11集落全体を管轄する消防団として第3分団があり、第3分団には、部と呼ばれる9つの小分団があった。大甕上地区と大甕下地区には合同で1つの部（第5部）があって、青年団を抜けた成年男性が入団することになっていた。消防団では、日々消防活動の訓練をする外、1月の出初式、4月10日の装備の点検、7～8月のポンプ操法大会及び11月から翌年2月にかけての火の用心パトロールを行い、地域の防火、消防活動を担っていた。なお、火の用心パトロールは防犯活動にも役立っていた。

カ 親子会

大甕上地区に住む小学生以下の子を持つ親で組織する会で、夏休みのラジオ体操、親子旅行、登校・下校時の旗振り活動を行うなどして、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担った。

(3) 大甕上地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 医徳寺

大甕上地区には、医徳寺（真言宗豊山派）があり、檀家以外の住民も初詣に出向くなどした。この医徳寺には、樹齢300年を超える黒松があり、枝が珍しく枝垂れることからシダレ松として有名で、観光名所ともなっていた。しかし、シダレ松が腐敗、倒壊して医徳寺の本堂を損傷する危険性があるため、2016（平成28）年8月22日～24日にかけて伐採した。

② 日祭神社

大甕下地区にある日祭神社の例大祭は、元旦、4月及び11月に行われたが、4月と11月については氏子だけによるものであったのに対して、元旦については、護摩札を配布し、獅子舞を奉納するなど盛大なもので、多くの参詣者で賑わった。獅子舞は、大甕上地区及び大甕下地区の青年団が共同で行い、神社への奉納の外に、集落境で悪霊が入らないよう行ったり、厄年の人に頼まれて家に出向いて行ったりもした。

③ 盆踊り

また、毎年8月に、大甕生涯学習センターの敷地で旧大甕村の11集落の合同で盆踊りが行われていたが、これについても、各集落の行政区長が中心となり老人会、婦人会、若妻会、及び消防団、青年団が準備や実施にかかわっていた。

④ 共同墓地

なお、大甕上地区には、共同墓地があり、8月の第一土曜日にはお墓の

ある家の者が出席してのお盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

イ スポーツ及び文化行事

大甕上地区を含む旧大甕村の11集落は、11月に、大甕小学校において、文化祭と運動会を隔年交互に実施していた。これには、屋台も出て1000人以上の人出があり、大甕上地区の住民同士は勿論のこと、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。

また、大甕上地区にある牛山公園の広場では、地域住民によるゲートボール大会やバレーボール大会も行われていた。

ウ 行楽

春には、根柄の掘払い（水路にたまつた泥を掻き出す作業）後、大甕上地区内にある金華山に花見に行き、シートを敷いて持参した弁当を食べたりして楽しんだ。

（4）地域の自然環境について

大甕上地区は、北側が丘陵地帯で山林が広がり、その中の一部の低地にはため池があった。また、地区の南側には広大な水田地帯が広がっている。

水田地帯には、根柄、新堀、牛川といった小川が流れており、地区の子どもたちが魚（ウグイ、コイ、フナ、ドジョウ、ナマズ、ウナギ、アユ）やエビ、カニを取ったり、川遊びをする場となっていた。また、秋になると、遡上しているサケを捕獲する者もいた。

本件事故前には、農水省の補助事業の水環境保全対策事業を大甕上地区で実施したことがあった。親子でそばの種を不耕作地に播いて収穫し、芋煮会の企画の中で、そば打ちをこれまで親子で体験するなどして、地域の交流を図った。また、幼稚園児及び小学生対象に、太田地区に住む動植物に詳しい伊賀和子さんを呼んで、生き物調査を行い、地域に生育・生息する珍しい動植物について

の講話をしてもらった。

また、近くの山林では、春には、ワラビ、コゴミ、ゼンマイ、タラノメ等の山菜が、秋には、マツタケ、イノハナ（コウタケあるいはシシタケ）、シメジ、アミコ（ナメタケ）等のキノコや山栗が採れるので、地区の多くの者が、山菜取りやキノコ採りを趣味にしていた。阿武隈山地まで出かけることも多く、採れた山菜やキノコは、自家消費するだけでなく、親戚や近所の者におすそ分けをした。

後述する家庭菜園で採れた野菜と同様に、近所同士でのこれら収穫物のおすそ分けは、地域におけるコミュニケーションの一つとして、住民同士の絆を深めるのに一役買っていた。

自宅からは、地区内の山林だけでなく阿武隈山地も見渡せるので、大甕上地区の住民は、これらの新緑、紅葉を堪能することができた。

また、大甕上地区の住民の中には、狩猟を趣味にするものもいて、近くの山林でキジやヤマバトを捕獲していた。

なお、大甕上地区の中には、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあったが、ほとんどの住民は、飲み水には市の水道水を使用していた。

(5) 地域の産業について

大甕上地区には、産業廃棄物の回収等を業とする有限会社東日本美装がある外には事業所はなく、店舗もなかったので、買い物は、通常は、大甕下地区にある林商店や島商店、それに北原地区にできたスーパーマーケット「フレスコきくち」を利用するか、ときには市街地にある大型スーパーマーケットまで出かけていた。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

前述のとおり、大甕上地区の半数以上が農家で、2軒の畜産農家（和牛の肥

育) も含めて、ほとんどが稻作を行っていた。また、畑やビニールハウスを設けて、野菜や花卉を栽培する農家もあった。そして、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合った。

そのため、大甕上地区に住む住民らは、本件事故前には米、野菜、水を買うことなどほとんどなかった。

稻作では、水や水路の管理が重要なことから、関係する水田の所有者で組織する水利組合の組合員が、毎年4月に「堀払い」と称する用排水路にたまつた泥さらい作業を行う外、土手の草刈り作業を行っていた。

なお、根柄については、大甕上地区の全世帯から一人ずつ出て、清掃、草刈り、花植え等の作業も行っていた。

(7) 大甕上地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていました。

第3 大甕下地区の地域コミュニティの状況について

1 大甕下地区の概要

大甕下地区は、原町区大甕のうち旧大甕村にあった11集落の一つで、大甕下行政区という名の自治会が管轄する地域である。

大甕下地区には、本件事故前には82戸(団地を含む)の家があり、南相馬訴訟の原告午来信一家(原告番号4)、同門馬昭一家(同5)、同藤沢清一家(同6)、同午来隆治一家(同7)、同大内敏文一家(同11)、同高野光隆一家(同15)、同西内功一家(同16)、同鈴木久夫一家(同17)、同午来広一

家（同18）、同唯野博之一家（同20）、同島ムラ一家（同21）、同管頭一家（同25）、同鶴蒔隆一家（同33）、同岩崎方嗣一家（同35）、同松波恭子一家（同37）、同斎藤文子一家（同38）、同小林五月一家（同39）、同鈴木務一家（同45）、同佐藤一博一家（同46）及び同阿部清造一家（同47）が所属していた。

上記南相馬訴訟の原告らを含む約50戸が専業あるいは兼業農家（農地を賃貸している者も含む）であり、非農家でも家庭菜園を持って野菜作りに勤しんでいる者が多かった。

なお、大甕下地区は、隣接する大甕上地区とは様々な行事を共同することが多く、また、旧大甕村の11集落の一つとして旧大甕村単位の各行事にも参加していた。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

大甕下地区には、大甕下地区を管轄する大甕下行政区の外に、大甕下福寿会、大甕下婦人会、大甕下若妻会、大甕下甚六会、子供会等の組織があった。なお、青年団、消防活動を担う消防団、農業用水路を管理する水利組合については、大甕上地区と大甕下地区で合同で組織していた。大甕下地区に住む者は、各人がこれらの組織に所属し、活動をしていた。

これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕上地区と同様に、大甕下地区にある大甕生涯学習センターや大甕上地区にある大甕公会堂を使って行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 大甕下行政区

大甕下行政区は、大甕下地区の全戸が所属する自治会であり、道路沿いに

花を植えたり、ごみ拾い、河川の草刈り・清掃を行ったりして、地区の環境整備に務める活動、花見会等を催して住民の親睦を図る活動、回覧板を回しての市、からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行った。

なお、大甕上行政区と大甕下行政区の連合組織である大甕大字会があり、大甕大字会で上記の活動をすることもあった。

また、大甕下行政区の下部組織として、住数戸の家で組織する「班」が、大甕下地区には9班あり、各班内で葬式の手伝い等を行っていた。

イ 大甕下福寿会

大甕下地区に住む満60歳以上の者で組織する老人会であり、大甕下行政区の行う活動のうち、花植えやその管理、生涯学習センターや公会堂の花木の剪定、道路のごみ拾いや草刈り等を担当する外、暑気払い、花見、新年会といった行事や慰安旅行等も行っていた。

ウ 大甕下婦人会

大甕下婦人会は、大甕下地区に住む満35歳から満59歳までの女性で組織する会で、後述する盆踊りや文化祭の開催、慰安旅行の企画・実施を担当する外、旧大甕村の11集落の婦人会が合同で講演会を開催するなどしていた。

大甕下若妻会は、大甕下地区に住む満34歳以下の女性で組織する会で、子育て相談会等を催すなどして、後述する親子会とともに、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担っていた。

エ 大甕下甚六会

大甕下地区に住む長男だけで組織する会で、朝起きソフトボール大会、旅行、草刈り、数ヵ月に1度の懇親会等を行って、親睦を深めていた。

オ 子供会

大甕下地区に住む子を持つ親で組織する会で、夏休みのラジオ体操、親子

旅行、登校・下校時の交通安全指導の旗振り活動を行うなどして、地域に住む子どもたちが健やかな成長をするための一翼を担った。

カ 青年団

大甕下地区に住む20代、30代の男性で組織する会で、大甕上地区の青年団と共同で、後述する盆踊りの準備や獅子舞を担当して、地域文化の伝承を担う外、しばしば懇親会を開催して、地域の若者同士の結束を強めていた。なお、青年団に属する者の多くは、後述の消防団にも属していた。

キ 消防団

前記第2で述べたとおり、大甕上地区と大甕下地区には合同で1つの部があった。消防団では、日々消防活動の訓練をする外、1月の出初式、4月10日の装備の点検、7～8月のポンプ操法大会及び11月から翌年2月にかけての火の用心パトロールを行い、地域の防火、消防活動を担っていた。なお、火の用心パトロールは防犯活動にも役立っていた。

(3) 大甕下地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 日祭神社

前記第2で述べたとおり、大甕下地区にある日祭神社の例大祭は、元旦、4月及び11月に行われたが、4月と11月については氏子だけによるものであったのに対して、元旦については、護摩札を配布し、獅子舞を奉納するなど盛大なもので、多くの参詣者で賑わった。獅子舞については、大甕上地区及び大甕下地区の青年団が共同で行い、神社への奉納の外に、集落境で悪霊が入らないよう行ったり、厄年の人に頼まれて家に出向いて行ったりもした。

② 勝軍地蔵尊

大甕下地区内の森合地区での特有のお祭りとして、勝軍地蔵尊祭典という

祭りが6月の第3日曜日にあった。木造の仏像が安置されている場所に医徳寺の僧侶を呼んでお経をあげてもらって先祖の靈を慰靈し、その後皆で焼香をした後に、飲み食いをして親睦を図っていた。

③ 古峰原講

また、大甕下地区には、古峰原講があり、年1回、代表が古峰原神社（栃木県鹿沼市）に行って、札をもらってきて各戸に配布していた。

④ 盆踊り

毎年8月に、大甕生涯学習センターの敷地で行われる旧大甕村11集落の盆踊りについて、各集落の老人会、婦人会、若妻会、及び消防団、青年団が準備や実施にかかわっていたことは、第記第2で述べたとおりである。

⑤ 共同墓地

大甕下地区にも、共同墓地があり、皆で協力してお盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

イ スポーツ及び文化行事

前記第2で述べたとおり、大甕下地区を含む旧大甕村の11集落は、11月に、大甕小学校において、文化祭と運動会を隔年交互に実施しており、大甕下地区の住民同士は勿論のこと、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。

また、大甕上地区にある牛山公園の広場では、大甕上地区、大甕下地区の地域住民によるゲートボール大会やバレーボール大会も行われていた。

なお、勝軍地蔵尊がある場所は、森の里公園となっていてブランコ等の遊具があり、子供連れが利用していた。

(4) 地域の自然環境について

大甕下地区は、丘陵のふもとに民家が集まり、西側には広大な水田地帯が広がっている。

また、大甕下地区には、牛川といった小川が流れており、地区の子どもたちが魚（ウグイ、コイ、フナ、ドジョウ、ナマズ、ウナギ、アユ）やエビ、カニを取ったり、川遊びをする場となっていた。また、秋になると、遡上しているサケを捕獲する者もいた。

さらに、近くの山林では、春には、ワラビ、コゴミ、ゼンマイ、タラノメ等の山菜が、秋には、マツタケ、イノハナ（コウタケあるいはシシタケ）、シメジ、アミコ（ナメタケ）等のキノコや山栗が採れるので、地区の多くの者が、山菜取りやキノコ採りを趣味にしていた。採れた山菜やキノコは、自家消費するだけでなく、親戚や近所の者におすそ分けをした。

後述する家庭菜園で採れた野菜を含め、近所同士でのこれら収穫物のおすそ分けは、地域におけるコミュニケーションの一つとして、住民同士の絆を深めるのに一役買っていた。

大甕下地区では、阿武隈山地も見渡せるので、住民は、これらの新緑、紅葉を堪能することができた。

また、大甕下地区の住民の中には、狩猟を趣味にする者もいて、近くの山林でキジ、ヤマバト、イノシシ等を捕獲していた。

なお、大甕下地区の中には、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあったが、飲み水には地下水を水源とする市の水道水を使用していた。

(5) 地域の産業について

大甕下地区には、プラスチック加工業を行う株式会社相田商会、食堂を運営する有限会社ドライブイン花園、自動車のリサイクル業を行う島商会株式会社、農機具の販売や修理を行う J A相馬の農機センター原町があった。

また、買い物は、通常は、大甕下地区にある林商店や島商店やセブンイレブン、それに北原地区にできたスーパー「フレスコきくち」を利用するか、ときには市街地にある大型スーパーまで出かけていた。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

前述のとおり、大甕下地区の半数以上が農家で、ほとんどが稻作を行っていた。また、畑やビニールハウスを設けて、野菜や花卉を栽培する農家もあった。そして、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合った。

そのため、大甕下地区に住む住民らは、本件事故前には米、野菜、水を買うことなどほとんどなかった。

稻作では、水や水路の管理が重要なことから、関係する水田の所有者で組織する水利組合の組合員が、毎年4月に堀払いを行うほか、土手の草刈り作業を行っていた。その他、田堤（ため池）についても同様に草刈りを行っていたが、泥の浚渫は行わず、5～6年に一度干して、魚（コイ、ナマズ）等を取ることが行われていた。

(7) 大甕下地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の場合と同様、大甕下地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

また、地域住民たちは、昔からつながっている気心の知れた者同士であり、様々な行事を共に過ごしてきたこと也有って、人間関係は密であり、住民同士のつながりはとても強かった。

第4 江井地区の地域コミュニティの状況について

1 大字江井地区の概要

江井地区は、原町区のうち旧大甕村にあった11集落の一つで、大字が江井

となっている地域である。

江井地区は、鶴江川(太田川の南側を流れる河川であり、河口付近で太田川と合流する)の南にあり、東側は、平坦な水田地帯となっている。江井地区の東側に小浜地区があり、海に面している。この平坦な水田地帯の西側に低い丘陵地帯があり、この丘陵地帯の麓や、丘陵の中に江井地区のほとんどの住居がある。丘陵地帯に穿たれた谷津にも水田が開かれており、ため池が谷津田を潤していた。

江井地区には4つの班があり、各班の本件事故前の戸数と人数は次のとおりであった。

1班 13戸 27人

2班 15戸 35人

3班 12戸 43人

4班 14戸 47人

江井地区には、南相馬訴訟の原告瀬川康彦一家（原告番号2）、同半杭勝子一家（同3）、同今野純子一家（同10）、同桜井勝秀一家（同12）及び同櫻井文雄一家（同13）が所属していた。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

江井地区には、江井行政区の外、老人会、婦人会、若妻会、子供会等の組織があった。また、農業者が多いことから、水路やため池を管理する水利組合もあった。

これらの組織の活動は、集落センターを使って行われていた。この集落センターの前身は、江井地区出身の仙台商工会会頭であった西内長治が、1926（大正15）年1月に寄付してくれた江井青年会場である。これが老朽化したため、1980（昭和55）年ころに、集落センターに建て替えたものである。

また、江井地区にも地域の消防活動を担う第3分団の下部組織の「部」があ

った。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 江井行政区

江井行政区は、江井地区の全戸が所属する自治会であり、花壇(1か所)に花を植えたり、ごみ拾いを行ったりして、地区の環境整備に務める活動、花見会等を催して住民の親睦を図る活動、回覧板を回しての市、からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動を行った。

また、4つの班では、それぞれ共同で班内での葬式の手伝いを行っていた。20年位前までは、班内で葬式があると、1戸から男女各1人計2人の人が手伝いに出た。男は葬式の準備、女は料理の準備をした。葬儀が葬祭センターで行われるようになってからも、受付等の帳場は班内の人(1戸につき1人出る)が担当している。

江井地区にも共同墓地が、上記の集落センターの隣に1か所ある。この墓地の管理責任者は区長であったが、地区の住民全員が、お盆前の清掃、参道整備を行っていた。なお、各班から一人ずつ選出された墓地委員が、巡回してお墓が荒れていないかどうかを監視していた。

地区では、神社の清掃もやっている。初発神社の参道は、大きな角材を敷いて、その上を歩くようにしているが、そのような参道の整備もやっている。

イ 老人会

江井地区の老人会は、同地区に住む60歳以上の者が参加する。神社の清掃作業(毎月1回)、集落センター花壇の花植え・管理、懇親会を兼ねた慰安旅行などの活動を行っていたほか、上部団体である南相馬市老人会、大甕地区老人会の活動に参加していた。

ウ 婦人会及び若妻会

女性たちの組織として、婦人会及び若妻会があつた。若妻会は、35歳くらいまでの女性が入っていた。そこを卒業すると婦人会に入った。婦人会は50歳までだった。しかし、近時は人数が減っていたので、若妻会と婦人会は合同で活動を行っていた。内容としては、料理や子育ての相談会のほか、後述する子牛田講を行っていた。

エ 子供会

江井地区の子供会は、PTAの下部組織のようになっていたが、子どもたちを連れて、毎年夏に海水浴を行っていた。

オ 青年団

江井地区には、30歳までの男性が入る青年団があり、研修会や視察を行っていた。また、1985（昭和60）年ころまでは、綿津見神社で毎年正月に行う神楽舞を担当していた。

カ 消防団

青年団を卒業した者が消防団に加入した。江井地区も、第3分団の部の一つがあり、火災時の消火活動やそれに備えた日々の訓練や防火パトロールなどを行っていた。

（3）江井地区における各種行事について

ア 伝統行事

江井地区には、綿津見神社、初発神社など、神社がいくつもある。

① 綿津見神社

年に3回（正月、春、秋）、縁日があった。正月には神楽舞（獅子の面をつけてする獅子舞）を奉納し、厄払いを行った。この獅子舞は、踊り手が3人、笛、太鼓及び唄がそれぞれ1人で行うもので、前述とおり、部落の青年団が担当していた。原発事故以前に、後継者不足で自然消滅してしまったが、何度か復活させる話しが出ているところであった。お面は今でも集

落センターに保存されている。

春（4月8日）と秋（9月）には、小高神社から神主を呼んでお祓いを行っていた。これらの祭典は氏子総代が運営していた。

この綿津見神社の境内に、「子牛田様」の祠があり、石に「子牛田山」と刻まれている。この神様は、宮城県の小牛田神社の分霊であり、安産の神、婦人の神である。そのお祭りとして、「子牛田講」があった。このお祭りは、従来は若妻会が行っていたが、若妻会の会員の減少により、婦人会と合同で行うようになっていた。

② 初発神社

初発神社では、毎年9月22日に例祭を行っていた。初発神社の参道は、大きな角材を敷いて、その上を歩くようにしているが、そのような参道の整備は地区の住民が共同で行っていた。

③ 牛頭天王尊神社

牛頭天王尊神社には、牛頭天王尊のほか、雷神社、馬頭観音も祀られている。

牛頭天王尊のお祭りは、毎年6月14日に行われていた。

馬頭観音は、家畜のいる家庭が講中を作り、家族みんなでお参りしていた。日にちは決まっていなかったが、毎年5月、にんにくができるころに、お祭りをしていた。直会で一杯飲むときに、葉ニンニクを炒めて持つて行った。ここの神社のお祭りは、神社の境内の周りに提灯などをぶら下げて、野天で食べたり飲んだりして、楽しいひと時であった。また、この神社の境内で、盆踊り大会も行っていた。

しかし、ここは水道もないで、お祭りは、集落センターで行うようになった。

なお、牛頭天王尊神社の中に、田の神神社の祠も仮置きされている。田の神神社の祠は、水田地帯の小高い森の中にあったが、水田の基盤整備が

行われているため、ここに仮置きされている。毎年9月に節句が行われ、新しい藁に赤飯を包み（「おつつ」と言っていた）、お供えをしていた。

④ 共同墓地

江井地区にも共同墓地が、上記の集落センターの隣に1か所ある。この墓地の管理責任者は区長であったが、地区の住民全員が、お盆前の清掃、参道整備を行っていた。なお、各班から一人ずつ選出された墓地委員が、巡回してお墓が荒れていないかどうかを監視していた。

萱葺屋根用の萱場があったころは、その管理は、墓地管理と併せてやっていた。

イ スポーツ及び文化行事

① 班対抗の運動会

江井地区では、2年に1回、9月に、集落センターで、地区を挙げての運動会を行っていた。これは、班対抗で、いろんな競技をしていた。

② 親子会

また、毎年8月には、小中学生対象の親子会が行われていた。これは、かなり盛大に行っており、部落の大きな楽しみであった。これには毎回80人くらい参加していた。

③ 花見

それから、集落センターは、綿津見神社の参道のすぐ横にあるが、参道には桜並木が植えられており、集落センターで花見会も行っていた。牛頭天王尊神社にも桜があり、馬頭講を兼ねて、花見が行われた。

④ 敬老会

前述のとおり、江井地区では、西内翁から青年会場の寄付を受けたところから、これを記念して、青年団の人たちが江井の老人たちを慰安する目的で、敬老会という芸能発表会を始めた。江井の人たちには芸達者な人が多く、江井の敬老会は、演芸で有名だった。敬老会は、1980（昭和55

年)まで続いたが、その後は、原町市社会福祉協議会(現在は南相馬市社会福祉協議会)が主催する敬老会として、継続していた。

ウ 農業用水の管理

既に述べたように、江井地区の多くの水田は、鶴江川と太田川から取水している。鶴江川は、可動堰を設けて取水していた。この川からの用水については、特に規約を設けた水利組合を作っているわけではないが、利用者が共同で水路の管理等を行っていた。

太田川には上流から合計13の堰があり、全体としては、市の土地改良区が管理しているが、それぞれの堰ごとに水利組合が作られている。江井地区は、最下流の堰から取水していたが、この堰は、江井地区だけではなく、下江井、小浜、小沢の4地区の利用者が共同で管理していた。管理は、毎年4月と8月に行われる。4月は田植えの前、8月は稲刈りの直前である。

また、江井地区には、ため池(「堤」と言っている)が3つある。妙見迫、与曾兵衛堤(大きなため池で、何年かに1回水抜きをしていた)、瀬川堤(この堤は江井にあるが、小沢の人たちの水田に利用されていた)である。これらのため池は、太田川水系とは別に、山際にある田んぼ(「江下」と言っていた)に水を引くために造られていた。管理は、ため池の関係者だけが行っており、毎年、稲刈りが終わった後、土手の草取りなどを行っていた。

(4) 地域の自然環境について

鶴江川は、鶴谷というところから流れてきて、港の近くで太田川に合流する。下流では、コイ、フナ、ウナギなどが取れた。しかし、河川改修がなされた後は、魚が住める場所がなくなってしまった。また、この川の下流には、ヒヌマイトトンボの生息地があった。

初発神社の境内には、スダジイの天然樹林がある。このスダジイの天然樹林

は、わが国の常緑広葉樹林の北限であるということであり、1974（昭和44）年に福島県により、天然記念物に指定されている。

また、江井地区の丘陵では、キノコ（アミタケ、ホウキボダシ、コウダケ（香茸）、イノハナ等）や山菜（ワラビ、ゼンマイ、ミョウガ等）が豊富に取れた。自家消費するほかに、親戚に送ったり、近所におすそ分けをした。

（5）地域の産業について

江井地区では、57戸のうち、36戸は専業農家又はそれに近い兼業農家であった。畜産農家（肥育牛）と建築業が1戸ずつあったが、これらも含めて残りの21戸も、なにがしかの農地を持っていて兼業農家であった。

そのため、江井地区では野菜は買うものではなかった。野菜は収穫時に沢山穫れるので、必ず近所に「おすそ分け」をした。また、その見返りに「おすそ分け」が来た。その繰り返しだった。同様のことは、山菜や、キノコが沢山採れたときにも行われていた。

（6）江井地区住民の日常生活について

江井地区の人たちは、ちょっとした買物は、大甕の商店に行っていた。

原町区でも江井以南（江井、下江井、堤谷、小沢）は、原町区よりもむしろ、小高区の商圈で、小さいスーパー（古内、上町）があったので、江井地区の人たちは、そこで日常の買い物をしていた。巡回タクシーが来ており、小高に行くには不便ではなかった。

ちなみに、かつて、江井地区の米は小高区の商人に売っていた。明治期に、江井地区の米を小高に運ぶための小高道と言われる道を作ったこと也有った。江井地区の女性たちは、比較的最近に至るまで、野菜を小高に売りに行っていた。

また、本件事故前には、小高区には開業医が8軒くらいあったので、江井地

区の住民の多くは、小高区の医院に通院していた。

第5 霽地区的地域コミュニティの状況について

1 霽地区的概要

霽地区は、1889（明治22）年に旧大甕村に合併するまで霽村として存在していた集落で、霽行政区という名の自治会が管轄する地域である。

霽地区には、本件事故前には147戸の家があり、南相馬訴訟の原告高田一家（原告番号1）、同高野傳一家（同26）、同北原ツヤ一家（同27）及び同高田克信一家（同32）が所属していた。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

霽地区には、霽地区を管轄する霽行政区の外に、和康会（老人会）、婦人会等の組織があった。また、消防活動を担う消防団分団や農業用水路を管理する水利組合等もあり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた。

これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕地区にある大甕生涯学習センターを使って行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 霽行政区

霽行政区は、霽地区の全戸が所属する自治会であり、回覧板を回しての市からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動、地域のお祭りに役員を出す活動、地域の球技大会の会費を出す活動等を行っていた。

イ 和康会（老人会）

和康会は、霽地区に住む満60歳以上の者全員で組織する老人会であり、会員は年会費1000円を支払うとともに、後述する津神社の清掃活動や、

花壇の花植え、管理等の活動を行っていた。

ウ 婦人会

婦人会は、零地区に住む女性で組織する会で、集落全体の清掃活動等を行っていた。

エ かかし会（青年会）

かかし会は、零地区に住む若者で組織する会で、年に1回の親睦旅行や花見、忘年会等の企画を行って、それぞれの親睦を深める活動を行っていた。

オ 消防団

零地区にも独自の部があり、団員の確保に苦労はしていたものの、比較的高齢の住民も参加する等して、日々消防活動の訓練をする外、火災防止や水難事故防止のためのパトロールも行っていた。

(3) 零地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 津神社

零地区には、津神社があり、毎年、4月20日と9月2日には、収穫を祈って、神楽を奉納する祭りが行われた。この祭りは、氏子や行政区の役員だけが参加する祭りだったが、毎年1月2日に行われる祈祷祭は、零地区の住民の3分の2ほどが参加する盛大なものだった。津神社は、高台にあり、眺望が良かったことから、そこからの眺めが好きな住民は多かった。

② 共同墓地

零地区には、3か所の共同墓地があり、毎年8月の第1週ころに、墓地所有者全員が出席して、お盆に向けた草刈りやごみ拾い等の活動を行っていた。

イ スポーツ及び文化行事

零地区では、毎年8月に、組対抗の球技大会を行っていた。大会では、綱引きやバレーボール等の競技が行われ、住民は、合間に一緒に食事をする等

しながら、活発に競技を行い、親睦を深めていた。

(4) 地域の自然環境について

零地区は、川や海、山等多様な自然環境に恵まれていた。

零地区には、北川が流れており、住民が釣りをしたり、遊んだりしていた。

また、零地区は、海に面していることから、海で釣りを楽しむ住民もあり、スズキやイシモチ等が釣れていた。

さらに、ワラビ、ゼンマイ、タラの芽等の山菜やイノハナ、アミボタシ等のキノコ取りを楽しむ住民も多くいた。

なお、零地区の中には、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあったが、飲み水には地下水を水源とする市の水道水を使用していた。

(5) 地域の産業について

零地区には、株式会社シマ商会、株式会社大内新興化学工業、三和化学工業株式会社という3つの大きな事業所が存在し、住民の雇用の場となっていた。

また、零地区には、特段商店はなかったことから、住民は近隣の北原地区の店に買い物に行くことが多かった。

(6) 農作物等を通じた住民の交流

零地区では、多くの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合って、住民同士の交流が図られていた。

第6 小沢地区の地域コミュニティの状況について

1 小沢地区の概要

小沢地区は旧大甕村の一部で、東側は太平洋に面しており、西側に丘が存在

し、南北は平地で田畠が続いていた。人家は、海辺の堤防から西の丘に向けて続いており、丘の頂上が共同墓地であった。共同墓地が小高区との境界になっていた。

本件事故前には49世帯があり、南相馬訴訟の原告谷地とし子（原告番号4）及び同山下清意（同9）が居住していた。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

小沢地区には、小沢行政区、若妻会、婦人会、老人会、青年団、消防団、小字からなる5つの組、水利組合などの組織が存在し、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた。

これら小沢地区の地域コミュニティ組織の活動は、小沢地区にある集落センターを使って行われていた。この集落センターは、1983（昭和58）年に各戸が10万円を出して捻出した計490万円に、市からの補助金を加えて建築されたものである。

(2) 地域コミュニティの活動

ア 小沢行政区

例会が毎年4月に開催され、区長（2年ごとの改選）、役員の選任、年間行事などの確認を行っていた。

イ 若妻会

若妻会は、35歳までの主婦により構成され、集落センターを利用して子育て相談会、年1回の旅行などを行っていた。

ウ 婦人会

婦人会は、36歳から60歳位までの主婦により構成され、集落センターを利用しての料理教室、手芸教室などを行い、年1回は相馬野馬追の前夜祭

の盆踊りに若妻会と共にチームを編成して出演していた。

エ 老人会

老人会は、60歳を超えた男女により構成され、月1回の例会があり、年2回、日帰り・1泊各1回の旅行が行われ、また、集落センターにあった共同花壇の除草作業などの手入れを行っていた。

オ 青年団

青年団は獅子舞を担当し、年末になると、その練習を集落センターで行い、練習終了後に酒盛りを行うことを常としていた。青年団独自の一泊旅行も年1回行われていた。

また、青年団のメンバーは、小沢地区にある消防分団の中核を担っていた。

カ 組

5つの組は、各組ごとに旅行積立があり、年に1回1泊旅行が行われた。1戸から1人、ほとんどは老人が参加した。

キ 水利組合

小沢は海辺の集落であり、ほぼ毎年のように夏にはヤマセ（北西からの冷たい風）があるため、米のできは良くなく、専業農家は一軒もなく、全て兼業農家であった。

ほぼ全戸が、水田を所有していたため、水利組合に加入していた。水利は太田川、鶴江川、江井地区にある瀬川堤と呼ばれるため池から得ていた。

(3) 小沢地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 福一満虚空蔵尊菩薩

小沢地区の求心力の中心は福一満虚空蔵尊菩薩であった。別名丑寅虚空蔵尊とも呼ばれ、茨城県東海村の村松虚空蔵尊、会津柳津の虚空蔵尊と並び称される程に靈験のある仏様とされていた。また、饅の神様といわれ、饅の絵

馬を奉納するのが習慣であった。従って、小沢集落の者は鰻を食べては駄目だとされ、生涯で鰻を口にしたことは一度もない住民もいた。

毎年正月2日午前10時には、全戸から人が虚空蔵尊に集まり、その年に厄年を迎える人のお祓いをして、獅子舞を奉納した後、集落と家の安全を祈った。その年に厄年を迎える人の家には、全戸の人が御祝儀を持って訪問し、酒や肴を振る舞われる習慣であった。集落の全戸から必ず1人は厄年を迎える人の家を訪問した。

小沢地区の獅子舞は、笛太鼓などのお囃子がついて、獅子一匹で舞うもので、虚空蔵尊で演じられるほかには、正月に厄年を迎えた住民の居る家を訪ねて演じられた。

3月13日と9月13日が祭礼であり、この日はウイークデイであっても小沢地区の住民全員が勤めを休み祭りに参加した。この日には、原町区太田の岩屋寺の住職が来て御経を唱え、青年団を中心とする獅子舞が奉納された。籠堂が作られて、そこに酒席が設けられた。祭りに来た人は順番に籠堂で酒や食物を飲食することになっていた。

② 天神様

小沢地区には天神様もあり、その祭礼は5月5日であった。昔は中学生以下の男子のみが参加できることになっていたが、少子化に伴い女子も参加するようになった。子供は祭りの前日、集落の全戸を回って御札を配ってその代金を集め、祭りの当日、原町区の小高神社から来る禰宜の御布施にした。御神輿の「お浜下り」と言わされて、海岸まで子供らの手によって御神輿が運ばれ、桶で汲まれた海水を御神輿に供え、禰宣が御祈祷した。その往復の際には子供らの手によって、榊、五色（紅、白、黒、青、黄）の旗、天神天満宮と大書した旗などが掲げられた。また、子供達は祭礼の日にも全戸を回り、各戸では米、賽銭、柏餅、お菓子などが渡された。

イ スポーツ及び文化行事

小沢地区では、年1回、稲刈り前の敬老の日の直前の日曜日に、集落センターの駐車場で各組対抗のバレーボール大会が行われ、その後は、芋煮会兼カラオケ大会となった。その席で新入者（結婚して新たに小沢の住人となつた人）の紹介が行われた。芋煮会といつても、組によってはバーベキューをやることもあった。

小沢地区は、旧大甕村の一部として、大甕生涯学習センターに於いて一年毎に交替で行われる、旧大甕村の各集落対抗の運動会、文化祭にも出場していた。

ウ 水路等の管理

毎年春と秋には、集落全員で集落内の水路の底泥を掻き揚げ、水路周辺の草を刈る作業が行われていた。

小沢地区には共同墓地が1ヵ所あり、墓地委員が1名選任され、管理を担当していた。

(4) 地域の自然環境

小沢地区には江井地区から流れてくる鶴江川があり、コイ・フナ・ドジョウ・ウナギなどが豊富に釣れた。ウナギは小沢地区の人は食べないので、沢山棲息しており、このことを知っている他地区の人々が来て釣り上げていた。西側の丘の籠には溜池があり、農業用水に使われていたが、ここにも沢山の魚があり、釣りをする人々が絶えなかった。

田植えが終わる頃からヤマセと呼ばれる北東からの涼しい風が吹き、稲の生長には悪影響であったが、夏は過ごしやすく、エアコン・扇風機の類は、小沢地区の人々は購入したことがなかった。

海の魚は豊富であり、浜で釣りをする人々は一年中存在した。また、春先に海が荒れると、砂浜に沢山のホッキ貝がうち上げられた。年に1、2回しかない機会であったが、ホッキ貝が手掴みで幾らでも取れた。

ホッキ貝は漁業権の対象にはならず、誰でも取って良いとされていたので、春先に海が荒れると、南相馬市の全域から人が集まり、小沢地区の海岸はお祭り時のように多くの人びとで埋め尽くされた。中には軽トラックの荷台に満載していく人もいた。ホッキ貝は流れについて直ぐのものは砂を含んでいないので、簡単に調理ができた。味は良く、ホッキご飯、バター炒め、お吸い物など、何に調理しても美味しかった。

山菜や茸は小沢地区や周辺の雑木林で採れた。これは、好きな人が採って、自分で食べたり、近所におすそ分けした。

(5) 近隣での助け合い

他の地区と同様に、小沢地区でもでは野菜は買うものではなく、交換するものであった。野菜は収穫時に沢山採れるので、必ず近所に「おすそ分け」をした。その見返りに「おすそ分け」が来た。その繰り返しだった。近くの山林で採れた山菜やキノコについても、同様であった。

病人が出れば、親しい付き合いのある組内の人人が替わり番で看病をした。また子供の世話も同様だった。

(6) 小沢地区住民の地域コミュニティに対する思い

このように小沢地区は、自然の恵みが豊かで、住民の絆が強く、地区内の各種行事に参加することで充実感を覚え、また、困りごとも誰にでも相談できるので、ストレスを感じることがなかった。

第7 牛来地区の地域コミュニティの状況について

1 牛来地区の概要

牛来地区は、原町区太田地区内の地区の一つであり、本件事故前には139世帯があり、南相馬訴訟の原告黒澤モト子（原告番号42）が所属しており、

本件の原告である大塚俊介（原告番号8）が幼少期を過ごした土地である。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

牛来地区には、自治会の外に近隣世帯で組織する組があった。これらの活動の拠点として公民館が利用されていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

自治会では、地域の見守りパトロールをしたり、回覧板を回したり、花壇の美化活動をしたり、毎年7月に除草をしたり（これは、主に引退した高齢者が担った）していた。

組では、相互に冠婚葬祭の手伝いをしたり、防災・防犯パトロールをしたりしていた。

住民は、こうした活動を通じて、様々な利益を享受するだけでなく、こうした組織に所属し、自らも活動の一翼を担うことで、生きがいや地域の一員という誇りを培ってきた。

(3) 各種行事

牛来地区には、綿津見神社があり、地区住民は、初詣や3月の祭りを通じて親しんでいた。祭りでは、護摩札が配布されたり、神楽舞が奉納されたりした。

また、牛来地区が属する太田地区の行事として、秋の運動会（原町三中で実施）及び文化祭（太田生涯学習センターで実施）があった。

さらに、行楽として、地区内での花見（東公園）や紅葉狩りが行われた。

こうした行事は、地区住民が家庭や仕事とは異なる人的な結びつきを作る場としても機能していた。

(4) 地域の自然環境

牛来地区は、中心市街地の南側に位置していながら、山林が豊かで、その合間に田園が広がっている。地区の北側には、南相馬市民の憩いの場である東公園もある。

山林は、地区住民がキノコ狩り（マツタケ、シメジなど）や山菜採り（ワラビ、コゴミ、ゼンマイ、タラの芽など）をする場となっており、相互におすそ分けをしていた。

このように地区住民は、豊かな自然に育まれて生活していた。

(5) 地域の産業

農家のほか、3、4の事業所がある。

地区住民が利用する小売店やサービス業は、ほとんどなく、住民は北側の中心市街地方面で買物をしていた。

(6) 農作物等を通じた住民の交流

牛来地区では、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、トマト、キュウリ、ウメなどの自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合った。こうしたおすそ分けは、地域におけるコミュニケーションの契機として、単なる物々交換にとどまらない意味を持った。

(7) 牛来地区住民の地域コミュニティに対する思い

牛来地区は小規模な地区であるが、住民は、つながり合って地区を支えていた。そして、山林に囲まれた自然やその恵みを享受していた。地区住民は、そのような生活に平穀を感じ、愛着を抱いていた。

1 小浜地区の概要

小浜地区は、原町区内の地区の一つで、原町区の中でも東側海沿いに、南北3.2km、東西1.3kmほどにわたってひろがり、中央を太田川が東西に流れている。太田川の北側には小高い丘陵地があり、丘陵地の上下に人家が集まり、更に北に行くと、大内新興化学工業の原町工場や三和化学工業の原町工場がある。太田川の南側には水田が広がっている。

小浜地区には、本件事故前には居住世帯が64世帯、家屋で67軒があり、南相馬訴訟の原告川岸利夫一家（原告番号14・原告になっているのはその一部である）もその構成員として居住していた。

なお、本件事故に先立つ津波により、太田川流域にあった家屋は川岸宅も含め流されてしまったが、丘の上を中心として小浜地区の約半数が残った。しかし、小浜地区全体が、20km圏内の警戒区域・避難準備区域に指定され、2016（平成28）年7月12日に避難指示区域が解除されるまで戻りたくても戻れない、居住できない状態になっていた。

2 地域コミュニティの組織と活動

（1）地域コミュニティの特色と組織

小浜地区は、小さなコミュニティゆえに結束が強く、隣近所が助け合い、優しい人たちが寄り添っていた。何かあるとすぐに手伝いに来てくれたり、とれた野菜を分け合ったりと、住民同士の結束は強かった。

行事も、新年会やお花見、葬儀や稻荷神社の神楽奉納、班対抗のバレーボール大会や地区対抗の大甕運動会に参加するなど、地区行事は多かった。

小浜自治会の中に、消防団、青年団、婦人消防隊、老人会などが作られ、用水係田圃管理、閑の管理などがそれぞれの役割を担い、また楽しんでいた。

地区の中心には小浜公会堂があり、各種会合や老人会の神楽練習などが行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

上記のような各組織、会が、活発に仕事を担っていた。

老人会は、地区の中心にある稻荷神社の整備をし、しめ縄を編み、厄年には神楽を奉納して厄流しを行い、札を作つて各戸に配るなど、地区の伝統を守り育てていた。

地区の葬儀は地区全体で執り行い、皆が集まつた。

(3) 小浜地区の場所各種行事

小浜地区には、稻荷神社があり、地区住民は、初詣や厄流しを通じて親しんでいた。厄流しでは、護摩札が配布されたり、神楽舞が奉納されたりした。

また、小浜地区として、大甕地区の運動会に参加していた。

前記のとおり班別バレー大会なども地区の人が集まる機会であった。

行楽として、地区内での新年会や花見会が行われた。

こうした行事は、地区住民が地域コミュニティでの人的な結びつきを作る場として機能していた。

(4) 地域の自然環境

小浜地区は、中心市街地の海側に位置しており、南は田圃が北には緑が豊かで、その合間に太田川が流れている。

太田川では、川釣りや川遊びが楽しまれていて、海に行くと、海釣りや海水浴客、サーフィンを楽しむ人たちがいた。

このように地区住民は、豊かな自然に育まれて生活していた。

(5) 地域の産業

ほとんどが兼業農業を営み、田は専業に貸している人が多かつたが、畠はほとんどの家庭で、自家消費分を十分貯えるほど野菜を育てていた。

北部には前記のとおり、2、3の事業所があり、原告川岸が自宅の近くに営んでいた小浜製作所もそのうちの一つであるが、丘の上にあり津波被害には合わなかつたものの、本件原発事故により立ち入り禁止、閉鎖を余儀なくされたため、他に工場を移転するしか、生き延びる道はなかつた。

地区住民が利用していた小売業である大内商店は、津波で流され、その後も20km圏内のため店舗再開ができていない。

(6) 農作物等を通じた住民の交流

小浜地区では、ほとんどの家が兼業農家で畠を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合つた。こうしたおすそ分けは、地域におけるコミュニケーションの重要な契機、要素であった。

(7) 小浜地区住民の地域コミュニティに対する思い

小浜地区は小規模な地区であるが、そこに住む住民は、つながり合つて地区を支えていた。原告川岸利夫は、仮設住宅でばらばらだった3世帯全員が、再び一緒に住むためにやむなく鹿島区に自宅を新築したが、小浜地区的地域コミュニティに対する強い思いのために、小浜で自治会の集まりがあると今でも顔を出すようにしている。

第9 石神地区の地域コミュニティの状況について

1 石神地区の概要

石神地区は、1889（明治22）年の成立から1956（昭和31）年に旧原町市に編入されるまで、石神村として存在していた集落で、原町区内の地区の一つである。

石神地区には、本件事故前には112世帯があり、南相馬訴訟の原告佐藤妙

子一家（原告番号36）が所属していた。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

石神地区には17の行政区があるほか、各行政区に老人会、婦人会、青年会があった。例えば石神行政区では、老人会は「O B会」、婦人会は「ほほえみクラブ」、青年会は「神楽保存会」という名称であった。

各組織の活動には、各行政区の集会場が拠点として利用されていた。例えば石神行政区では、市から拝下げを受け、行政区が管理する「石神生活改善センター」が拠点となっていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 行政区

石神地区内には17の行政区があるが、各行政区では、回覧板を回して市からのお知らせや行政区・地域内の行事を告知するなどの情報提供活動等を行っていた。

以下の各組織は石神行政区內にあるものである。

イ O B会（老人会）

O B会は、石神行政区の60歳以上の住民で組織する老人会であり、花壇の整備や除草、ゴミ拾いなど地域の美化活動を行ったり、グラウンドゴルフやパークゴルフなどの娯楽をしたり、温泉地に旅行に行ったりといった活動をしていた。

ウ ほほえみクラブ（婦人会）

ほほえみクラブは、石神行政区の女性で組織する婦人会であり、花壇の整備や除草、ゴミ拾いなど地域の美化活動を行ったり、季節に応じて娯楽を楽しんだり、旅行に行ったりといった活動をしていた。

エ 神楽保存会（青年会）

神楽保存会は、石神行政区の青年で組織する青年会で、伝統行事である神樂（獅子舞）を保存し、承継していくことを目的として活動をしていた。

オ その他

石神地区では、各行政区において消防団が地域の見回り防犯パトロールや火災予防の広報活動をしたり、共同墓地管理委員会が共同墓地を管理したりしていた。また、水利組合が用水路及びため池を管理し、土地管理組合が土手などの基盤整備を行っていたほか、地域住民が相互に冠婚葬祭の手伝いをしたりしていた。

(3) 各種行事

石神地区には、地域の中心的な神社として八坂神社があり、地区住民は、正月には初詣や神樂を行うほかにも、行政区毎に4月、7月及び10月に祭りが行われ、神社の掃除や補修をした後に皆で食べたり飲んだりするなどして親しくんでいた。

石神地区内の行事として、8月に行政区毎に集会所で行われる盆踊り大会があった。また、石神地区全体の行事としては、8月に石神中学校で行われるバレーボール大会が、10月に石神生涯学習センターで行われる文化祭があった。特にバレーボール大会は、40年ほどの伝統があり、石神地区中から多くの人が集まり、住民の交流の場として重要であった。さらに、行楽として、例えば石神行政区では、石神公園で花見をしたり、五台山で山登りや紅葉狩りをしたりしていた。

(4) 地域の自然環境

石神地区は原町区の中でも西側に位置する山林が多い地域であり、周辺の山々は新緑や紅葉が美しく、ワラビ、ゼンマイ、コゴミ、タラの芽、コシアブ

ラ、フキ、ミズナなどの山菜や、アカハツ、ムラサキシメジ、エノハナ、椎茸、松茸などのキノコが豊富に採れるため、山菜やキノコを探りながらの山歩きを日課とする住民も多かった。自ら採った山菜やキノコは自家消費する外、親戚に送ったり、近所の方とおすそ分けをし合ったりもしていた。また、山林を利用して、ニホンミツバチやセイヨウミツバチの養蜂をする住民もあり、そこで採れたハチミツを自ら消費したり、販売したりする者もいた。さらに、石神地区を流れる小川の水無川では、子どもたちが川遊びをするほか、ハヤを釣ったり、モクズガニを探ったりする住民もいた。

(5) 地域の産業

石神地区では、多くの住民が専業農家あるいは兼業農家として農業に携わっているほか、数件の畜産農家もいた。また、石神地区内には、有限会社三島製作所、株式会社栄製作所などの事業所がある。石神地区は市役所に近く、地区住民が利用する小売・サービス業としては、コンビニエンスストアが複数あつたほか、日用品・雑貨店もあり、またガソリンスタンド等もあったため、比較的利便性の高い地域であった。

(6) 農作物等を通じた住民の交流

石神地区では、上記の山菜やキノコのおすそ分けだけではなく、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、白菜、キュウリ、ニンジンなどの野菜を栽培し、直売所で売ったり、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合ったりしていた。

第10 その他の地域コミュニティ

本準備書面では特に記載しなかったもの、南相馬市原町区の他の地域についても、こうした無形の価値を持つかけがえのない地域コミュニティに所属して

いたことに代わりはない。

そして、その利益を享受し、また、自らもこうした地域コミュニティの活動に参加し貢献することで、生き甲斐を感じ、精神的な満足を得ていたことは言うまでもない。

以上